

# オンライン決済とモバイルPOS決済 不正防止への取組み

The VISA logo is displayed in its characteristic blue, italicized font. The background of the slide features several overlapping horizontal bars in shades of yellow and blue, creating a modern, abstract design.

消費者庁インターネット消費者取引連絡会

2016年6月30日

井原 亮二

シニアディレクター  
リスクサービス  
ビザ・ワールドワイド

# 免責事項

ケーススタディ、統計、リサーチ及び推奨は、現状のまま提供されるものであり、情報提供のみを目的とすることが意図されているものであって、運営、マーケティング、法律、技術、税務、財務、その他に関するアドバイスとして、これに依拠すべきではありません。貴社は、貴社がおかれている状況においていかなる法令が適用されるかの判断につき、自らの法律顧問に相談すべきこととなります。推奨又はプログラムにかかる実際のコスト、それによってもたらされるセービング(節約分)及び利益は、貴社独自のビジネスニーズ及びプログラム要求事項に応じて異なる場合があります。推奨は、その性質上、将来のパフォーマンス又は結果を保証するものではなく、また、予見し又は数値化することが困難なリスク、不確実性、及び想定(仮定)に服することになります。Visaは、貴社による本文書に含まれる情報(いかなる性質のエラー、脱漏、不正確さ、不適時さ等も含む)の使用、又は、その使用を通じて貴社が導き出すかもしれない想定(仮定)もしくは結論についての責任を何ら負いません。Visaは、商品性、特定目的適合性についての保証、第三者の知的財産権への不侵害の保証、明示・黙示を問わず一切の保証をせず、これらに関する保証責任を明確に否認します。適用法が許容する限りにおいて、Visaは、あらゆる法理論に基づく一切の損害(特別損害、派生的損害、付随的損害、懲罰的損害等を含むがこれらに限定されない)、又は営業利益の損失、事業の中断、事業上の情報の喪失、その他の金銭上の損失による一切の損害について、たとえかかる損害が生じる可能性について告知されていた場合であっても、クライアント又は第三者に対して何らの賠償責任も負わないものとします。

# 将来予測に関する記述

本プレゼンテーションには、1995年米国私的証券訴訟改革法(the U.S. Private Securities Litigation Reform Act of 1995)に定義された意味における将来予測に関する記述が含まれています。これらの記述は、「目的」、「目標」、「戦略」、「機会」、「継続する」、「可能である」、「であろう」などの用語や、その他の類似した将来予測を含むことから特定されます。このような将来に関する記述の例としては、会社の戦略と製品の結果、目標、計画、目的についてなどが挙げられますが、それらに限定されるわけではありません。将来予測に関する記述は、その性質上、(i)その記述がなされた時点のことを述べるもので、(ii)歴史的事実を記述したり将来のパフォーマンスを保証するものではなく、(iii)予見または数値化することが困難なリスク、不確実性、及び想定(仮定)、状況の変化に服することになります。したがって、実際の結果が、将来予測に関する記述に比して実質的におよび不利な方向に異なってしまう可能性があり、そのような差をもたらす様々な要因には、新たな法律、規制および市場障壁の影響；経済的要因；組織としての有効性または主要従業員の喪失；新たな商品やビジネスを効果的に開発できないこと；Visa Europeが保有するプットオプションの行使；弊社最新の10-K様式年次報告書および弊社最新の10-Q様式四半期報告書の「リスク要因」の項目で検討されているその他の要因、などが含まれます。このような記述には、過剰に依存すべきではありません。

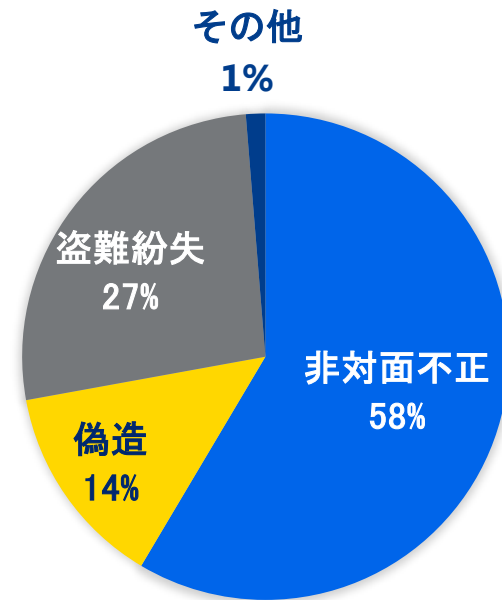
# トピック

- **オンライン決済の状況**
- **モバイルPOS決済の状況**

# 日本のイシュー不正の傾向

- 非対面での被害が最大(全体の58%)
- 『なりすまし』による犯罪が増加
- 本人認証手段の普及が急務
- パスワードの使い回しに起因する被害

日本におけるカード不正利用の分布  
期間: 2015年1月-12月



Source: TC40 client fraud reporting and Settl Sales in nominal USD (as of 5/11/2016)

# 非対面環境での本人認証(3-Dセキュア)の導入状況(諸外国)

- **オーストラリア**

- ◆ カード登録の義務化
- ◆ 加盟店による3-Dセキュアまたはそれに準ずる本人認証手段の導入義務化

- **中国**

- ◆ 本人認証時のダイナミック・パスワード導入をイシューに義務化

- **インド**

- ◆ 2要素による本人認証義務化

- **シンガポール**

- ◆ 本人認証時のダイナミック・パスワード導入をイシューに義務化

※「3-Dセキュア」とは

ネットショッピングにおいて、独自のパスワード認証を取り入れることにより、カード決済を行う顧客の本人確認を行う仕組み

## 3-Dセキュアの今後の課題

- **消費者の認知と普及が急務**
- **次世代バージョンの検討**
  - ◆ **ダイナミック・パスワードの導入**
  - ◆ **リスク・スコアによる段階的認証**

# トピック

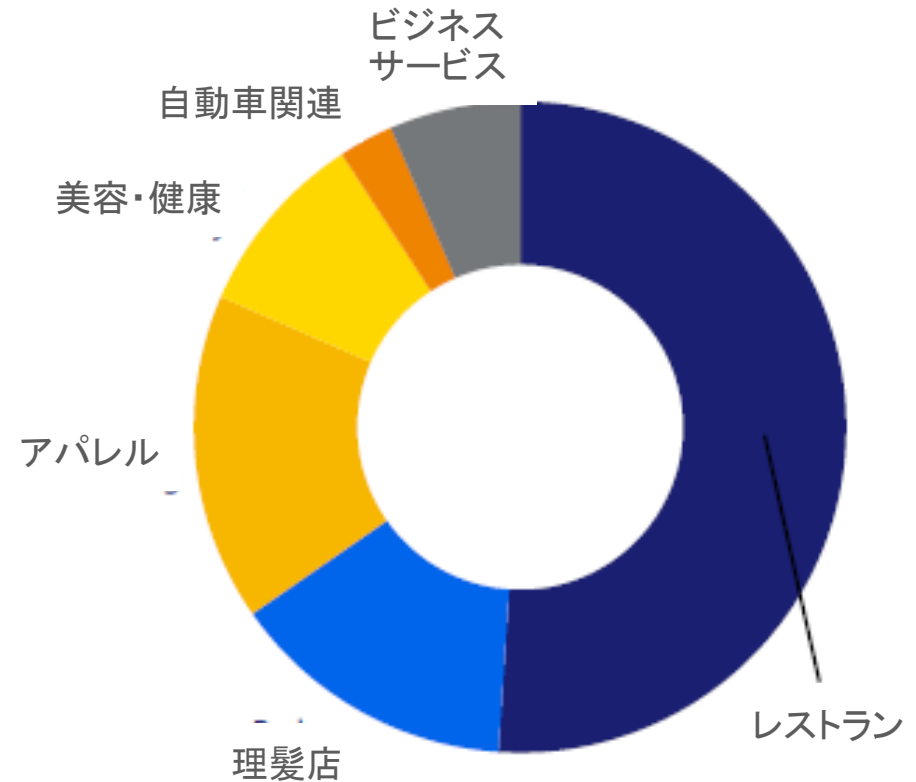
- オンライン決済の状況
- **モバイルPOS決済の状況**



# モバイルPOS決済の状況（日本）

- モバイルPOS端末はすべてIC化対応が義務化されている

## 日本のモバイルPOS加盟店の業種別内訳



Source: VisaNet transactional data that carry the mPOS indicator for 12 months ending Mar 2015

# モバイル・カード決済アクワイアリング ベストプラクティスガイド

VISA

モバイル・カード決済端末  
アクワイアリング  
ベストプラクティスガイド  
- 日本 -

発行日 2013年2月

Version 1.0

ビザ・ワールドワイド

## ・禁止業種・取引(追加要件)

- ◆ 資金の移動(送金)取引
- ◆ ショッピング枠現金化取引
- ◆ 反社会的勢力が関与した取引

出典: モバイル・カード決済アクワイアリングベストプラクティスガイド Version 1.0

# モバイルPOS決済に好ましくない加盟店業種

- (1) 利殖商法
- (2) 点検商法
- (3) 催眠商法・開運商法・靈感商法
- (4) キャッチセールス・アポイントメントセールス
- (5) デート商法
- (6) 内職商法
- (7) マルチ商法
- (8) ネガティブオプション商法
- (9) 無料商法
- (10) 当選商法
- (11) ボッタクリ商法
- (12) アダルト情報サイト・出会い系サイト
- (13) 情報商材
- (14) デジタルコンテンツ
- (15) 脱毛エステ
- (16) 痩身エステ
- (17) FX 取引

※リストは消費者庁発行の「消費者問題及び消費者政策に関する報告」を始めとして、関係行政機関等との連携により随時内容の見直し・変更を行います。

出典: モバイル・カード決済アクワイアリングベストプラクティスガイド Version 1.0

- 加盟店募集・審査

- ◆ 加盟店申込書の本人確認
- ◆ 資格の確認
- ◆ 申込書と実際の事業の一致確認

- 加盟店モニタリング

- ◆ モバイル端末による取引であることの識別と端末単位でのモニタリング
- ◆ 汎用的なMCCを設定している加盟店についての個別モニタリング
- ◆ モバイル端末単位でのカード決済機能の停止または中止

出典: モバイル・カード決済アクワイアリングベストプラクティスガイド Version 1.0

ありがとうございました

**VISA**